

熱中症等の健康被害予防のため

自宅にエアコンがない高齢者世帯等(住民税非課税の世帯対象)に

エアコン購入設置費を補助します

対象世帯

①～③の要件を
すべて満たす
世帯が対象です

①町内に居住し、住所を有する方で次のいずれかの世帯

・65歳以上の高齢者のひとり暮らし世帯

・65歳以上の高齢者のみの世帯

・65歳以上の高齢者と障がい者(※1)のみの世帯

(※1)身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

②自宅にエアコンが1台も設置されていない、または故障により使用できるエアコンがない世帯

③世帯全員が町民税非課税

【注意事項】

※世帯分離をしても同じ住宅に64歳以下の方が同居している場合は対象外です。

※借家の場合は、所有者からのエアコン設置の同意が必要です。

対象となる

エアコン

町内の事業者または商工会員である事業者から購入し、天井、壁、または窓枠等に固定して使用する新品のエアコン1台を対象とします

※中古品や故障したエアコンの修理、床に置いて使用する物は対象外です

補助金額

上限73,000円

73,000円を上限に、エアコンの購入と設置工事にかかった費用を補助します。

※申請前にエアコンを購入設置した場合や故障したエアコンの撤去・処分費は補助対象外です。

申請期間

令和8年4月1日～9月30日

※手続きの流れについては裏面をご覧ください

申請の前にご確認ください

- ・自宅に使用できるエアコンが1台もないこと
- ・世帯分離している別世帯にエアコンがあれば補助対象外です
- ・対象世帯(非課税世帯に該当しているか)の確認は、申請時に行いますが、不明な場合や生活保護受給中の世帯の方は事前にご相談ください。

補助金の手続き・エアコン購入設置の流れ

①補助金の申請

申請期限 R8.9.30

○補助金交付申請書(様式第1号)、見積書の写しを町民課健康推進係に提出してください。

エアコン設置事業者へ補助金の直接支払を希望する際は、代理受領委任状(様式第2号)も提出してください。

②補助金の交付決定

○申請書類を審査し、後日、町から申請者へ補助金交付(却下)決定通知書を送付します。

③エアコンの購入設置

○補助金交付決定通知書が届いたら、見積書業者よりエアコンを購入、設置してください。

設置完了後、自己負担分の費用を支払ってください。
(費用が73,000円を上回った分が自己負担です)

④実績報告と請求

報告期限 R8.10.31

○エアコン設置完了後、「実績報告書兼請求書様式第4号」、保証書の写し、設置場所が分かる写真、領収書の写し(自己負担分)を提出してください。

⑤補助金の支払い

○申請者の口座または受領委任した事業者の口座へ補助金を振込みます。